【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 2015年6月29日

【会社名】 メディシノバ・インク

(MediciNova, Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO

岩城裕一

(President and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート

650、エグゼクティブ・スクエア4275

(4275 Executive Square, Suite 650, La Jolla,

California, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 青柳良則/馬場健太

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 メディシノバ・インク(E05958) 臨時報告書

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有しております。

「当社」:メディシノバ・インク

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。

1 【提出理由】

2015年6月11日(米国太平洋夏時間)開催の当社年次株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2015年6月11日 (米国太平洋夏時間)

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 クラス の取締役1名(岩城裕一氏)選任の件

第2号議案 アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを、2015年12月31日に終了する事業年度における 当社の独立登録会計事務所として選任することの承認に関する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数(個)	棄権数(個)	ブローカー 未行使議決権 数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 (岩城裕一)	12,308,235	-	-	2,363,177	(注1)	可決 (98.22%) (注3)(注4)
第2号議案	14,678,644	71,177	144,200	0	(注2)	可決 (98.55%) (注3)(注5)

(注1)当社普通株式を保有し、かつ当該株主総会において本議案について議決権を行使することのできる株主の投票の相対多数による。なお、「相対多数」とは、必ずしも過半数ではない最も多くの票を獲得した取締役が選任されることを意味する。

- (注2) 当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株主の過半数 の賛成による。
- (注3)棄権票は、定足数を構成する株式数に含まれる。棄権票も、株主の承認のために提起される事項について議決権を行使する ことのできる株式であり、反対票と同様の効果を有する。また、ブローカー未行使議決権は定足数を判断する計算に含まれ るが、定足数の判断以外に関しては、決議の結果に対していかなる影響も及ぼさない。
- (注4)第1号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からプローカー未行使議決権数を除いた議決権数(12,530,844個)をもとに計算した。なお、第1号議案は、222,609個が保留(withhold)であった。
- (注5)第2号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からプローカー未行使議決権数を除いた議決権数(14,894,021個)をもとに計算した。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案については、上記(3)(注1)のとおり、「相対多数」によって決議の結果が決されるところ、賛成数及び保留数(上記(3)(注4)参照)から可決されたことが明らかとなったため、反対数及び棄権数については集計していません。

以 上